

提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、両者は、自己の責任と負担において処理・解決するものとする。

(債務不履行)

第8条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反したときは、書面による通知により本協定を破棄することができる。但し、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

(合意管轄)

第9条 本協定に関して訴訟の必要が生じた場合、盛岡裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 3 年 9 月 8 日

甲：住 所：岩手県紫波郡紫波町南日詰字宮崎 4  
名 称：紫波歴史研究会  
代表理事 佐藤 観悦



乙：住 所：岩手県紫波郡紫波町日詰字七久保 84-23  
名 称：一般社団法人 みんなの健康みち  
代表理事 杉山 麗子

